

令和 9 年度
高山市
保育園
入園案内





保育園入園を希望されるみなさんへ



高山市内の保育園に入園を希望される方は、次の内容をよくご確認ください。入園申込みの手続きをしてください。**★の項目は特に大切ですので、内容を確認のうえお申し込みください。**

★「保育園」とは

保育園は、保護者の皆さまが仕事や病気などにより家庭で保育できない（保育の必要がある）お子さんを保護者に代わり、心身の健全な発達を図りながら保育することを目的とした施設です。（入園後であっても就労状況や家庭状況の変化などによって“保護者が家庭で保育できる”状態となった場合は、保育園を利用できません）

その目的のため、保育環境を整えるとともに関係機関と連携しながら、緊急時（災害）や虐待防止など必要な対策を講じます。

I. 給付認定について

保育園等の利用を希望する場合、「保育給付認定」の申請が必要となります。

（保育給付認定区分一覧）

支給認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設
2号認定（保育認定）	満3歳以上で、保育を必要とするお子さん	保育園、一部の小規模保育事業
3号認定（保育認定）	満3歳未満で、保育を必要とするお子さん	保育園、小規模保育事業

II. 入園の基準（保育の必要性）

高山市内の保育園へ入園できるのは以下の1，2，3にすべて当てはまるお子さんです。

1. 高山市内に住んでいる（住所を有する）お子さん

2. 保育園での集団生活ができるお子さん

3. 保護者が次の(1)～(10)のいずれかに該当し、家庭で保育できないお子さん

(1) 家庭外労働 家庭外で労働することを「常態」としている。(※)

(2) 家庭内労働 家庭内で当該児童と離れて労働することを「常態」としている。(※)

※「常態」の基準…月の就労時間が64時間以上
(概ね1日4時間以上かつ月16日以上)

(3) 母親の妊娠・出産 出産予定日の6週間前の月から出産予定日の8週間後の月までの間である。（母親の健康状態などにより、期間を延長できる場合があります。）

(4) 疾病・負傷など 保護者が病気又は負傷しているか、心身に障がいを持っている。

(5) 同居親族の介護 長期にわたり疾病の状態にあるか、心身に障がいを持っている同居親族を常時看護又は介護している。

(6) 家庭災害 震災・風水害・火災その他の被害に遭い災害復旧にあたっている。

(7) 求職活動中 保護者が求職活動をしている。

※求職活動による入園は、新規入園の場合に限ります。

（入園期間は2か月間です。勤務先が決まりましたら速やかに就労証明書および保育給付認定変更申請書を提出してください。）

(8) 虐待やDV 虐待やDVのおそれがあり、お子さん等を保護する必要がある。

(9) 入園中の育児 産前産後休暇取得前に既に保育園を利用しており、育児休業取得後も引き続き保育園を利用する。

(10) その他 上記以外の理由がある場合は、こども政策課へご相談ください。

Ⅲ. 入園承諾（保育の必要性の認定）

1. 入園承諾は、提出書類に基づき保育の必要性の程度を総合的に審査して決定します。
2. 4月入園の「施設利用内定通知書」の送付後であっても、入園基準に該当しないことが判明した場合は、施設利用内定を取り消すことがあります。

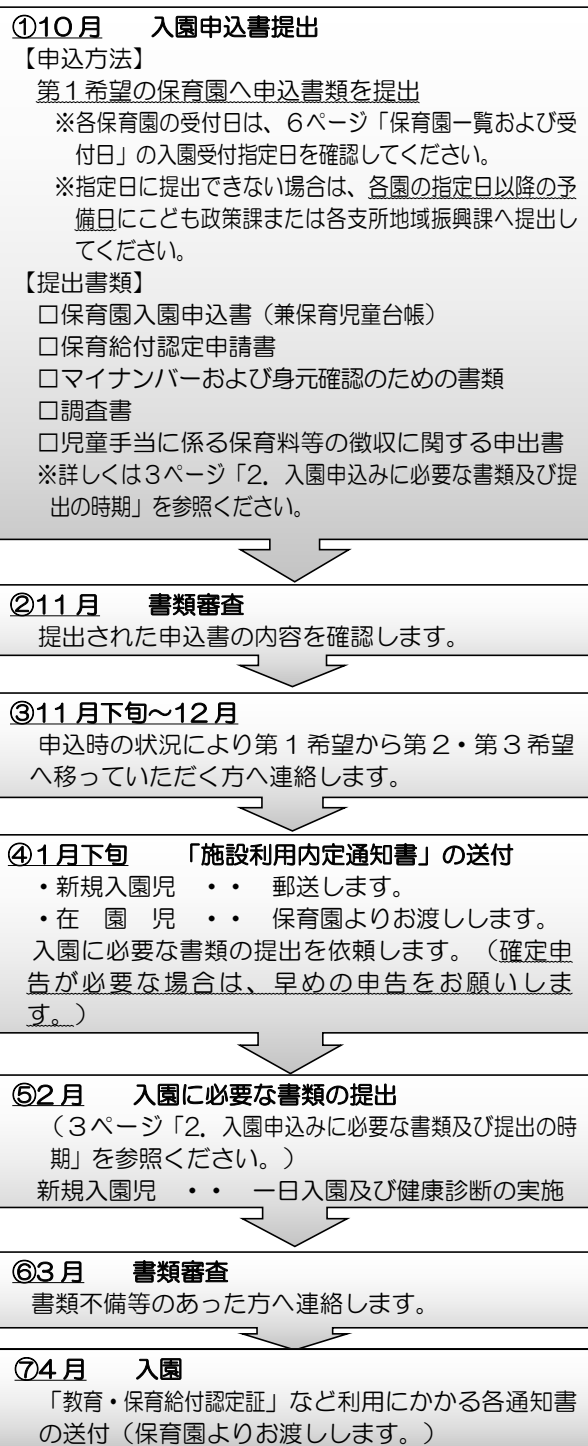
定員を超える申込みがあった場合など、第1希望ではなく第2・第3希望の保育園になる場合があります。特に年度途中の入園は希望の保育園に入れない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。なお、その場合はこども政策課から連絡します。

Ⅳ. 入園の手続き

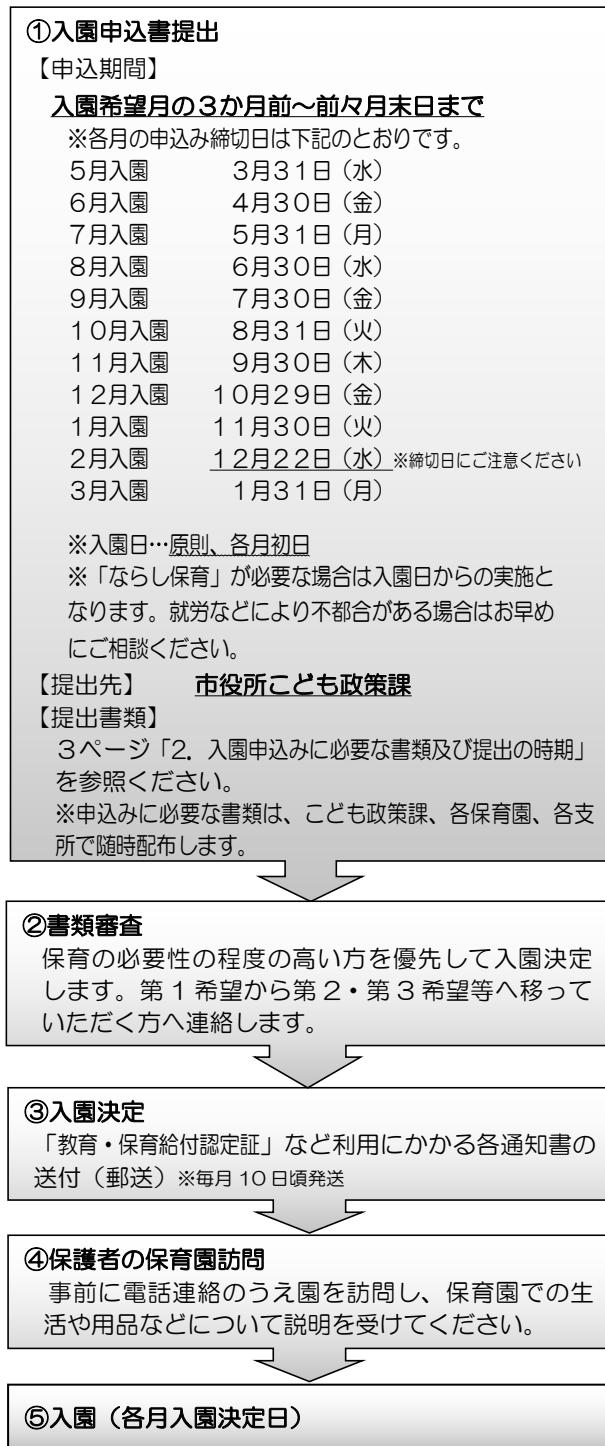
1. 申込みから入園までの流れ

（書類審査等により、申請から通知まで30日以上を要します。詳細は下記をご覧ください。）

▼4月入園の場合



▼年度途中入園の場合



2. 入園申込みに必要な書類及び提出の時期

提出書類の種類	提出 確認	提出の時期																							
		4月 入園の 場合	年度途中 入園の 場合																						
①保育給付認定申請書	☐	10月	申込み時に①～⑦を揃えて提出																						
②個人番号（マイナンバー）確認書類・身元確認書類 ・対象者 保育給付認定申請書を提出される方（窓口へお越しになる方） ・提示する書類（下記（ア）、（イ）それぞれいずれか 1 つ） （ア）個人番号（マイナンバー）確認のための書類 □ 通知カード □ 住民票の写し（個人番号の記載されたもの） □ 個人番号カード（マイナンバーカード）（※） ※「個人番号カード（マイナンバーカード）」をお持ちの場合は、下記（イ）の「身元確認のための書類」は不要です。 （イ）身元確認のための書類（顔写真つきのもの） □ 運転免許証 □ パスポートなど	☐	10月																							
③保育園入園申込書（5ページの記入例を参照ください。）	☐	10月																							
④保育園入園申込の調査書	☐	10月																							
⑤児童手当に係る保育料等の徴収に関する申出書	☐	10月																							
⑥保育を必要とする理由を確認する書類 提出する書類は「保育を必要とする理由」により異なります。 ・対象者 父母または父母以外の児童の保護者	☐	2月																							
<table><tr><th colspan="2">ページ 1 II. 入園の基準</th><th>提出書類</th></tr><tr><td rowspan="3">(1)(2) 家庭 内 外 労 働</td><td>会社勤務、パート、 内職</td><td>□就労証明書 ※保育園入園希望日以降の就労の状況が分かるもの</td></tr><tr><td>育児休業明けの復職</td><td>□就労証明書 ※育児休業期間及び復職予定日が記載されたもの</td></tr><tr><td>自営業の方</td><td>□令和8年分確定申告書の写し（第1表、第2表） □就労証明書 ※家族従業員および法人化されている方は就労証明書のみ</td></tr><tr><td colspan="2">(3)母親の妊娠・出産</td><td>□母子健康手帳の写し ※表紙・出産予定日の確認できるページ</td></tr><tr><td colspan="2">(4)疾病・負傷・障がい</td><td>□疾病・介護に関する申立書 □診断書や障害者手帳等の写しなど</td></tr><tr><td colspan="2">(5)同居親族の介護・看護</td><td>□疾病・介護に関する申立書 □診断書など</td></tr><tr><td colspan="2">(7)求職活動中</td><td>□求職受付票（ハローワークカード）等の写し</td></tr></table>				ページ 1 II. 入園の基準		提出書類	(1)(2) 家庭 内 外 労 働	会社勤務、パート、 内職	□就労証明書 ※保育園入園希望日以降の就労の状況が分かるもの	育児休業明けの復職	□就労証明書 ※育児休業期間及び復職予定日が記載されたもの	自営業の方	□令和8年分確定申告書の写し（第1表、第2表） □就労証明書 ※家族従業員および法人化されている方は就労証明書のみ	(3)母親の妊娠・出産		□母子健康手帳の写し ※表紙・出産予定日の確認できるページ	(4)疾病・負傷・障がい		□疾病・介護に関する申立書 □診断書や障害者手帳等の写しなど	(5)同居親族の介護・看護		□疾病・介護に関する申立書 □診断書など	(7)求職活動中		□求職受付票（ハローワークカード）等の写し
ページ 1 II. 入園の基準			提出書類																						
(1)(2) 家庭 内 外 労 働	会社勤務、パート、 内職	□就労証明書 ※保育園入園希望日以降の就労の状況が分かるもの																							
	育児休業明けの復職	□就労証明書 ※育児休業期間及び復職予定日が記載されたもの																							
	自営業の方	□令和8年分確定申告書の写し（第1表、第2表） □就労証明書 ※家族従業員および法人化されている方は就労証明書のみ																							
(3)母親の妊娠・出産		□母子健康手帳の写し ※表紙・出産予定日の確認できるページ																							
(4)疾病・負傷・障がい		□疾病・介護に関する申立書 □診断書や障害者手帳等の写しなど																							
(5)同居親族の介護・看護		□疾病・介護に関する申立書 □診断書など																							
(7)求職活動中		□求職受付票（ハローワークカード）等の写し																							
※なお、入園審査のため、上記以外に必要な書類の提出をお願いする場合があります。																									
⑦口座振替依頼書	☐	2月																							

※提出時期が2月の書類（⑥、⑦）については、「施設利用内定通知書」の送付時（1月下旬）に改めて連絡します。

★ V. 保育料等について

1. 保育料の無償化について

令和元年10月から、3～5歳児（年少～年長）と、0～2歳児（未満児）で市町村民税非課税世帯のお子さんの保育料が無償となっています。

※3～5歳児の給食費（主食費および副食費）は別途お支払いが必要です。

※年収360万円未満相当の世帯や満18歳未満のお子さんから数えて第3子以降のお子さんは副食費が免除となります。

2. 0～2歳児（未満児）の保育料算定について

児童の扶養義務者（または家計の主宰者）の市町村民税額（注1）と保育の必要量（注2）により決定します。 ※税額に変更があったときは、速やかにこども政策課へお知らせください。

（注1）4月から8月分保育料は、令和8年度の市町村民税額

9月から3月分保育料は、令和9年度の市町村民税額

（注2）①保育を必要とする理由が就労の場合

・月の就労時間が120時間以上・・・「保育標準時間認定」

・ 〃 〃 120時間未満・・・「保育短時間認定」

※月の就労時間が120時間未満の場合でも、通常保育時間（午前8時から午後4時）を超えて利用する場合は、保育標準時間認定となります。

②保育を必要とする理由が就労以外の場合

原則、保育給付認定申請書に記入された利用希望時間を参考に認定します。

3. 保育料等を決定する年齢区分は、4月1日現在の満年齢を基準とします。

年度の途中で誕生日を迎えても、その年度中は4月1日現在の年齢区分のままとなります。

4. 保育料等の納入について

	公立保育園	私立保育園
3～5歳児（年少～年長）の給食費	市へ納入	各保育園へ納入
0～2歳児（未満児）の保育料	市へ納入	市へ納入
その他保護者会費などの納入金	各保育園へ納入	各保育園へ納入

市へ納入いただく場合は、毎月末日に口座振替しますので、前日までに指定口座へ入金してください。※市の口座振替依頼書の提出が必要です。



VI. 各保育園の概要（各保育園の保育内容などが載っています。）

「高山市保育園一覧」を市役所こども政策課、各支所、各児童センター、各保育園、図書館などに備えてありますのでご覧ください。（高山市ホームページにも掲載しています。）

★ VII. その他

✳️入園してから（よく読んでおいてください。）

1. 申込書の記載事項（住所、世帯構成、保護者、勤務先など）や、課税額の更正による市町村民税額に変更が生じた場合は、速やかに在園している保育園またはこども政策課へお知らせください。保育給付認定申請書（変更）等の提出が必要となります。

勤務先を変更した場合は、改めて就労証明書を提出してください。入園後に勤務先を退職するなど、保育の必要がなくなった場合は退園していただくことになります。

2. 保育園を退園する場合や別の保育園に転園を希望する場合は、退（転）園予定日の1か月前までに「退（転）園届」を在園している保育園に提出してください。届出のない場合は、通園の有無にかかわらず保育料を全額納付していただきます。

なお、市内の転園については、転園先の状況により年度内での転園ができない場合があります。

3. 在園中は求職活動による再認定ができません。（疾病や妊娠・出産期間後の求職の場合を除く）就労の認定を受けている保護者が退職した場合、保育の必要がなくなったとみなします。ただし、会社都合による退職などやむを得ない場合は、こども政策課へご相談ください。

✳️広域入所について

里帰り出産などで、高山市外の保育園などを利用希望の場合は、こども政策課へご相談ください。

保育園入園申込書

記入例

令和 8 年 10 月 10 日

(あて先) 高山市長

保育園への入園について下記のとおり申し込みます。
保育料算定のため世帯員の税務資料の閲覧を承諾します。また、円滑な保育の実施及び幼保小連
携のため、児童の健康状態等の情報を関係機関から取得すること及び入園決定した保育園に情報
提供することに同意します。

申請者署名 高山 健司	
氏 名	連絡先
高山 健司	080 - 9876 - 5432
本年1月1日時点の住所	
市 区 町 村	都 道 府 県
現 住 所	都 道 府 県
〒 506 - 0009	
前年1月1日時点の住所	
市 区 町 村	都 道 府 県
現 住 所	都 道 府 県
〒 506 - 0009	
高山市花岡町2丁目18番地	岐阜 飛 騨

同一世帯に属する保護者(配属者等)の有無	☒ 有 ☐ 無
氏 名	配属者等も言ひます
高山 奈緒子	
市 区 町 村	都 道 府 県
現 住 所	都 道 府 県
〒	
同上	

入 園 を 希 望 す る 児 童	性 別	生 年 月 日	入 園 年 月 日
① 高山 智里	男・女	R6 . 9 . 9	2
② 高山 智博	男・女	R5 . 6 . 6	3
③	男・女		

希望 第1希望	A 保育園	第4希望	D 保育園	第一希望園の理由
希望 第2希望	B 保育園	第5希望		
希望 第3希望	C 保育園	第6希望		
希望施設への入園がでない場合	☒ 上記希望施設に入園できない			
利用を希望する期間	令和 9 年 4 月 1 日から	令和 9 年 4 月 1 日まで		
利用を希望する時間	8 時 00 分から	15 時 30 分まで		
入園を希望する具体的な理由	父、母ともに就労のため家庭での保育ができないから			

左欄の時間が8:00～16:00の間の場合、8時前もしくは16時以降にも利用する予定がある場合、「希望する」にチェックしてください
右欄の時間が8:00～16:00を超えている場合、1日に11時間を超えて利用する予定がある場合、「希望する」にチェックしてください

兄弟姉妹が同時に申し込みをする

すでに兄弟姉妹が保育所等に入園している

現在、保育所等に入園していない18歳未満の児童がいる

上記のいずれにも当てはまらない

兄弟姉妹が同時に申し込みをする場合	
1. 同時期同園のみ	☐ 同じ時期に同じ園のみ入園を希望する
2. 同時期別園のみ	☐ 別々の園でも良いが、同じ時期でないと入園できない
3. 別時期同園のみ	☐ 別時期でも良いので同じ園のみ入園を希望する
4. 別時期別園	☒ 別時期でも別々の園でも入園する
2. 同時期別園の場合	☐ 希望順位が低い園でも、全員が同じ園に入園できることを優先する
3. 別時期同園の場合	☐ 希望順位が高い園に入園することを優先する(別々の園でも入園)
4. 別時期別園の場合	☐ 一人でも入園できる原簿から入園する
希望順位が低い園でも、全員が同じ園に入園できることを優先する	☒ 希望順位が高い園に入園することを優先する(別々の園でも入園)
希望順位が高い園に入園することを優先する(別々の園でも入園)	☐ 一人でも入園できる原簿から入園する
希望順位が低い園でも、全員が同じ園に入園できることを優先する	☒ 希望順位が高い園に入園しない(児童名: 留里)
希望順位が高い園に入園することを優先する(別々の園でも入園)	☐ 入園できなかった児童は、兄弟姉妹と同じ園のみ空き待ちをする
希望順位が低い園でも、全員が同じ園に入園できることを優先する	☒ 入園できなかった児童は、別園でも良いので空き待ちをする
上記以外の希望条件	

すでに保育所等に入園している兄弟姉妹の有無	☒ 有 ☐ 無	
氏 名	申請児童との続柄	在籍施設名
高山 京子	姉	A 保育園
①		
②		
③		
すでに保育所等に入園している兄弟姉妹がいる場合はここに記入してください		
備考		

保育所等に入園していない18歳未満の児童の有無	☒ 有 ☐ 無	
氏 名	申請児童との続柄	入 園 年 月 日
高山 孝	兄	H28 . 5 . 5
①		
現在の状況		
②		
現在の状況		
③		
現在の状況		
備考		

※ 「申請児童との続柄」は表面①の児童との続柄を記入してください



保育園一覧および受付日

令和9年度入園の受付は、各保育園において下記「入園受付指定日」に行います。

《予備日》…指定日に提出できない場合は、園指定日以降、次の日程で受付しますので、市役所の下記の会議室または各支所地域振興課へ提出してください。時間はいずれも 9:30~11:00です。

①令和8年10月27日(火) 001会議室 ②令和8年10月29日(木) 203会議室

No.	園名	公私別	住所	電話番号	利用 定員	開園時間	開園曜日	乳児保育（生 後）及び未満児 保育	障がい児 保育	休日 保育	一時 保育	入園受付指定日時
1	城山保育園	公	堀端町94	32-0983	70	7:30~19:30	月~土	57日から	○			令和8年10月14日(水) 13:30~15:00
2	山王保育園	公	森下町1-401	32-5162	70	7:30~19:30	月~土	57日から	○			令和8年10月16日(金) 9:00~10:30
3	岡本保育園	公	岡本町3-53-10	32-4139	130	7:00~20:00	月~土 (休日あり)	57日から	○	○	○	令和8年10月15日(木) 13:30~15:00
4	高山西保育園	私	名田町5-56	32-0381	90	7:00~19:00	月~土	57日から	○			令和8年10月15日(木) 13:30~15:00
5	高山南保育園	私	西之一色町1-31-3	32-1038	130	7:30~19:30	月~土	57日から	○		○	令和8年10月14日(水) 13:30~15:00
6	高山あおい保育園	私	岡本町2-250-1	32-0862	70	7:30~19:30	月~土	57日から	○			令和8年10月14日(水) 13:30~15:00
7	龍華保育園	私	石浦町7-345	34-7250	130	7:00~19:00	月~土	57日から	○		○	令和8年10月15日(木) 9:00~10:30
8	大八保育園	私	漆垣内町1500-3	33-5072	120	7:00~19:00	月~土	57日から	○			令和8年10月16日(金) 13:30~15:00
9	江名子保育園	私	江名子町2788-1	33-5073	120	7:00~19:00	月~土	57日から	○			令和8年10月13日(火) 13:30~15:00
10	三枝保育園	私	中切町500-2	33-4712	130	7:00~19:00	月~土	57日から	○			令和8年10月15日(木) 13:30~15:00
11	本母保育園	私	本母町193	33-8693	150	7:00~19:00	月~土	57日から	○		○	令和8年10月13日(火) 13:30~15:00
12	新宮保育園	私	新宮町2093-3	33-9796	130	7:00~19:00	月~土	57日から	○			令和8年10月16日(金) 13:30~15:00
13	中山保育園	私	下岡本町1911	34-4181	130	7:00~19:00	月~土	57日から	○		○	令和8年10月15日(木) 9:00~10:30
14	総和保育園	私	総和町2-18-1	32-1084	60	7:00~19:00	月~土	57日から	○			令和8年10月14日(水) 13:30~15:00
15	たんぼぼ保育園	私	岡本町2-75-1	34-6510	80	7:00~19:00	月~土 (休日あり)	57日から	○	○	○	令和8年10月19日(月) 9:00~10:30
16	こま草保育園	私	丹生川町町方1470-2	78-1211	120	7:00~19:00	月~土	57日から	○		○	令和8年10月16日(金) 9:00~10:30
17	清見保育園	私	清見町三日町96	68-2038	50	7:00~19:00	月~土	1歳から	○		○	令和8年10月15日(木) 9:00~10:30
18	荘川保育園※	公	荘川町新洲130	05769-2-2217	19	7:30~18:30	月~土	57日から	○		○	令和8年10月15日(木) 13:30~15:00
19	宮保育園	私	一之宮町1122	53-2101	60	7:00~19:00	月~土	57日から	○		○	令和8年10月14日(水) 9:00~10:30
20	久々野保育園	公	久々野町無数河797-1	52-2265	130	7:30~18:30	月~土	57日から	○		○	令和8年10月15日(木) 13:30~15:00
21	朝日保育園	公	朝日町万石611	55-3200	50	7:30~18:30	月~土	57日から	○		○	令和8年10月14日(水) 13:30~15:00
22	こくふ保育園	私	国府町三日町380-1	72-2160	260	7:00~19:00	月~土	57日から	○		○	令和8年10月14日(水) 9:00~10:30
23	本郷保育園	公	上宝町在家1868	0578-86-2218	50	7:30~18:30	月~土	57日から	○		○	令和8年10月14日(水) 13:30~15:00
24	栃尾保育園	公	奥飛騨温泉郷栃尾339-36	0578-89-2459	50	7:30~18:30	月~土	57日から	○		○	令和8年10月14日(水) 13:30~15:00
25	すぎがおか託児所※	私	片野町2-279	33-1001	12	8:00~18:00	月~土	1歳から				※すぎがおか託児所まで お問い合わせください
26	美鳩幼稚園保育施設※	私	下林町353	34-3538	12	7:30~18:00	月~土	2歳から				※美鳩幼稚園まで お問い合わせください

※の施設は小規模保育事業A型

- 旧高山地域の公立保育園については、私立園への入園調整を優先させていただく場合があります。
- 障がい児保育を希望される方は、お子さんの障がいの程度や集団保育が可能かなど総合的に受入を検討しますので、早めにこども政策課へご相談ください。
- 表記の定員・開園時間・乳児保育及び未満児保育は令和8年度のものです。
- 休日保育は、日曜・祝日に保護者の就労などのためご家庭での保育が困難な場合に有料で利用できます。詳しくは在園している保育園または岡本保育園へお問い合わせください。
- 未就園児（入園していないお子さん）については、一時保育、こども誰でも通園制度が利用できます。詳しくはホームページをご覧ください。

保育園一覧



一時保育



こども誰でも通園制度



高山市
ホームページ





～～～保育料等のお支払いについて～～～

保育園では家庭に代わってこどもたちの生活の場を提供し、大切にお預かりしています。
保護者の皆さまには、保育料等を毎月お支払いいただきますが、一部に保育料等の支払いが滞
る方があります。

その場合は、書面や電話による催告を行うほか、児童手当からの特別徴収や、税法の規定を準
用した財産の差し押えなどの滞納処分を行います。

※支払いが遅れるなどの特別な事情がある場合には、こども政策課へご相談ください。

✳️ 保育園や子育てに関するお問い合わせ
高山市こども未来部こども政策課

TEL 0577-35-3140
FAX 0577-35-4884
MAIL kodomoseisaku@city.takayama.lg.jp
〒506-8555
岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

高山市ホームページ



<https://www.city.takayama.lg.jp/>
行政情報→くらしの情報→こども
→保育・幼児教育、託児サービス→「保育園・幼稚園」

入園申込みに必要な書類は、こども政策課、各保育園、各支所地域振興課でお渡しします。